

宜野座小学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」より

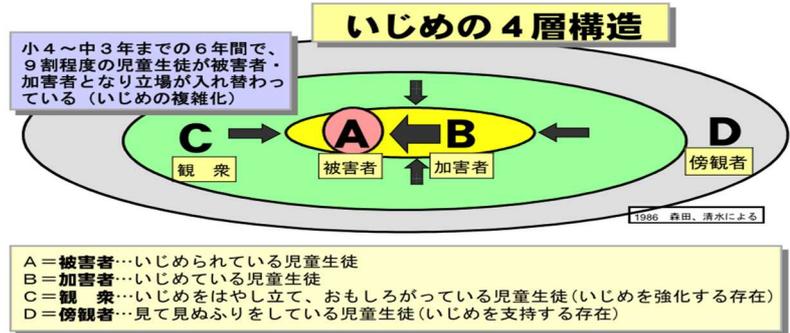
(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。



(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

【めざす学校像】「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成し、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送る。

【めざす児童像】

- 児童と児童、児童と教師間のよりよい人間関係を構築できる子
- 自己肯定感を持ち、学校生活や集団生活に親しみ適応できる子
- 自他の生命を重んじ、他者理解に務め、思いやりのある行動ができる子
- 学習に励み、自分で決めたことを粘り強く実行し実現できる子

【基本姿勢】

- 「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関心ですむ児童はいない」と言う基本認識にたつ。（全職員の共通認識の確立）
- 【いじめ対策委員会】を設置し指導体制の中核にし、協力体制を確立する。
- 保護者・地域との信頼関係づくりに務め、教育委員会や関係機関と連携した対策を立て、取り組みを強化する。
- 定期的な「取組評価アンケート」の実施等 PDCA サイクルに基づく取り組みを継続し、予防の徹底を図る。

【役割】

- PDCA サイクルに関わる日程を決める
- ・ 「取組評価アンケート」の実施（学期に1回）
- ・ 「いじめ対策委員会」の開催
- ・ 校内研修の位置づけ（年1回以上）
- 未然防止のための取組の日程を決める
- ・ 年間計画の作成、見直し

【いじめ対策委員会】

- 1) 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- 2) 全職員の共通理解と意識啓発
- 3) 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- 4) 個別面談や相談窓口の集約
- 5) 発見されたいじめ事案への素早い対応
- 6) 重大事への対応
- 7) いじめ問題等に関する指導記録の保存、継承

【委員】

- 校長・教頭
- 教務主任
- 生徒指導主任
- 教育相談担当・カウンセラー
- 村派遣心理士
- 特別支援コーディネーター
- PTA会長

【いじめの防止】全ての児童に集団の一員としての自覚や自信を育む

- 1) 4月下旬や9月上旬などいじめが起きやすい時期に道徳・学級活動の時間に「いじめ」について考える時間を年間計画に位置づけ、全学年・学級で足並みを揃えた取り組みを行う。
- 2) わかる授業づくりを進め、全ての児童が授業に参加・活躍できる授業を工夫する
- 3) 授業を担当する全ての教職員が公開授業を年1回以上行い、互いの授業を参観し、授業力の向上を図る。
- 4) 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動で、児童を傷つけたりいじめを助長したりしないよう注意すると共に、意識改革を図る。障害（発達障害も含む）を児童生徒についての理解を深める。
- 5) 社会体験や生活体験の場を意図的に設定し、児童自ら人と関わることの喜びや大切さに気づき、互いに関わりや絆づくりを学ぶ場を提供する。

【早期発見】【別表2】

- 1) 児童のささいな変化に気づくこと
 - ・ 一人一人の顔を見て出席をとる・生活ノート等日記の活用・保健室への来室状況
 - ・ 保護者からの相談や情報提供等
- 2) 子どもの生活を把握するため定期的な「心の健康アンケート」実施や教育相談を行う。（毎月実施）
- 3) 気づいた情報を共有すること（職員相互が積極的に児童の情報交換を行い情報を共有する）
- 4) 情報に基づき、速やかに対応する。

【いじめに対する措置】【別表1・2】

- 1) いじめとして対応すべきが否かの判断、いじめであると判断した場合の被害者児童へのケア、加害者児童の指導など、問題の解消まで、「いじめ対策委員会」が中心となり進める。
- 2) 十分な指導効果を上げることが困難な場合や犯罪行為として取り扱うべきものと認められる場合には村教育委員会や他機関と相談連携をとり対処する。
- 3) 被害・加害児童とその保護者への対応においては、個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応を行う（「いじめ対策委員会」が中核となり組織として対応する）
- 4) いじめを見ていた児童（学級集団等）に対しても、自分の問題として捉えさせるよう、臨時の学級会や集会等により、いじめは絶対に許されない、根絶しようという態度を行きわたらせる。
- 5) ネット上のいじめについて学校における情報モラル教育を進めるとともに、学校単独での対応が困難な場合は、村教育委員会と相談しながら対応を考えていく。

【評価】学校評価（年2回）で「日頃からの児童理解」「未然防止や早期発見」「いじめが発生した際の対応」「組織的な取組」等が評価されるようにする。学校関係者評価と合わせ、その結果を公表する。

【別表1】 組織的ないじめ対応

- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応
- 常に状況把握に努める

いじめ情報

↓

① 情報を集める

- 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他から「いじめ対策委員会」に情報を集める
 - ・ いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める

③-A 子どもへの指導・支援を行う

- いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い、支える体制をつくる。
- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあっても、いじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

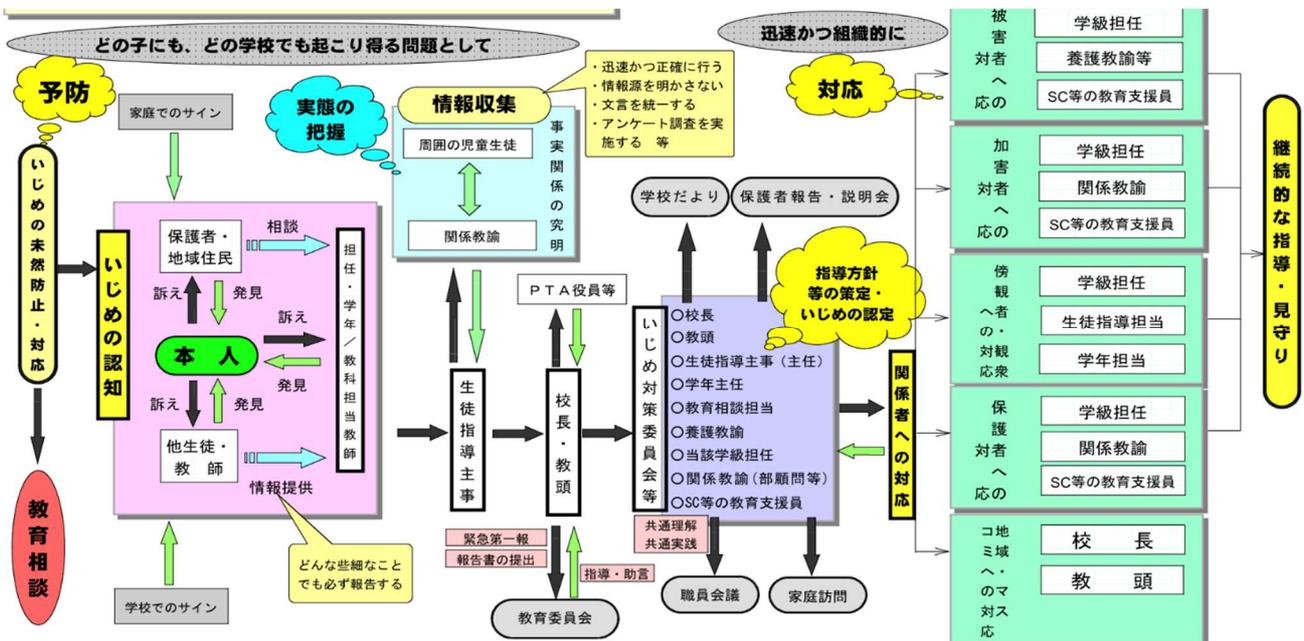
② 指導・支援体制を組む

- 「組織」で指導・支援体制を組む
(学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職、カウンセラー、村派遣心理士、村教育相談員などで役割を分担)

③-B 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒(加害、被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合い、継続した取り組みを行う。

【組織図】



【別表2】 いじめの未然防止，早期発見，早期対応等に関する取組

1. 学校全体としての取組

		児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○個々の価値観等の理解(道徳・特活) ○道徳教育の充実(人権教育, 情報モラル) ○正しい判断力の育成(道徳・特活) ○奉仕的体験活動への積極的取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○自他の物を区別し, 大切に扱う心の育成 ○携帯電話, インターネット, ゲーム等の約束作り ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加 	
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れて一人である児童への声かけ ○個別面談や生活アンケートによる情報収集 ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ, ケガのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意 	
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる, 身体的・精神的な被害の的確な把握, 迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと, 子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し, 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(警察, 児童相談所等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる, 身体的・精神的な被害の的確な把握, 迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと, 子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し, 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(カウンセラー等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)
	行為がわかりにくいいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちへの共感と, 「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる, つらさの的確な把握, 迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと, 子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し, 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(カウンセラー等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
	直接関係がない児童		<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することがいじめに加担することと同じであること, いじめられた児童の苦しみの理解 ○言いなりにならず, 自分の意志で行動することの大切さの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気付いた場合, 傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成

2. 家庭や地域との連携

各家庭(PTA)での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもに関心を持ち, 寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発(PTA教育講演会の実施等) ○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること, いけない時にははっきりと叱ることの実践啓蒙 ○父親の子育てへの積極的参加を啓発
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 ○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校(保護者)への連絡

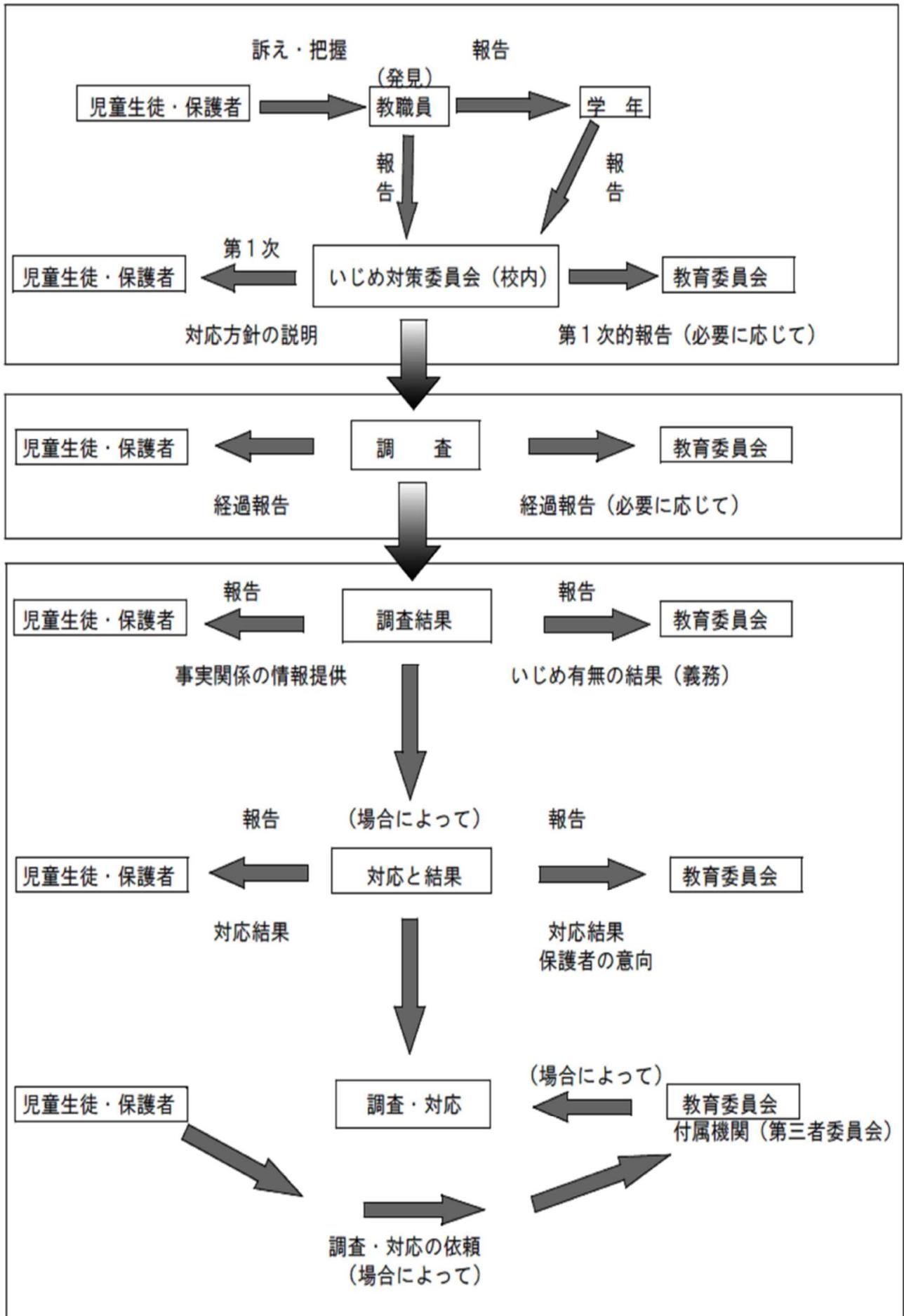
※【早期発見】

重大事案に至ったいじめの多くは, 誰一人何も気づかなかったというよりも, ささいな情報を放置したり, 問題ではないと判断したりした結果, 深刻化している

※【いじめに対する措置】

発見・通報を受けた場合には, 特定の教職員で抱え込まず, 速やかに組織的に対応する。

【いじめ発見から解決に至るまでのフロー図】



学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたづらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

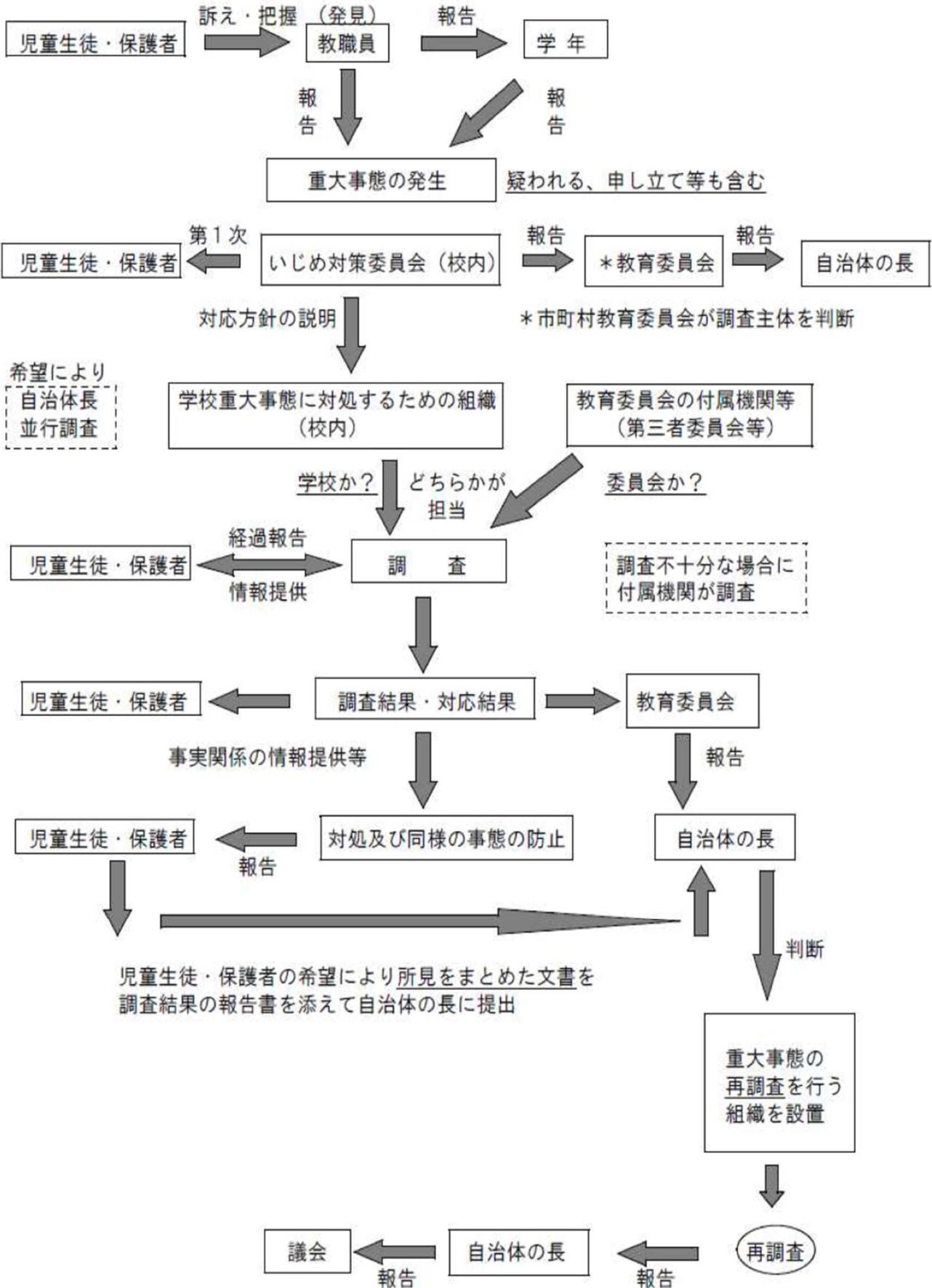
- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

【重大事態発生の事案対処のフロー図：第1号】



※「再調査」を行う場合、首長で第三者委員会を設立し、学校（いじめ対策委員会）と教育委員会（第三者委員会）の調査結果の調査に限定される。

不登校重大事態に係る調査の指針（概要）

○いじめ防止対策推進法

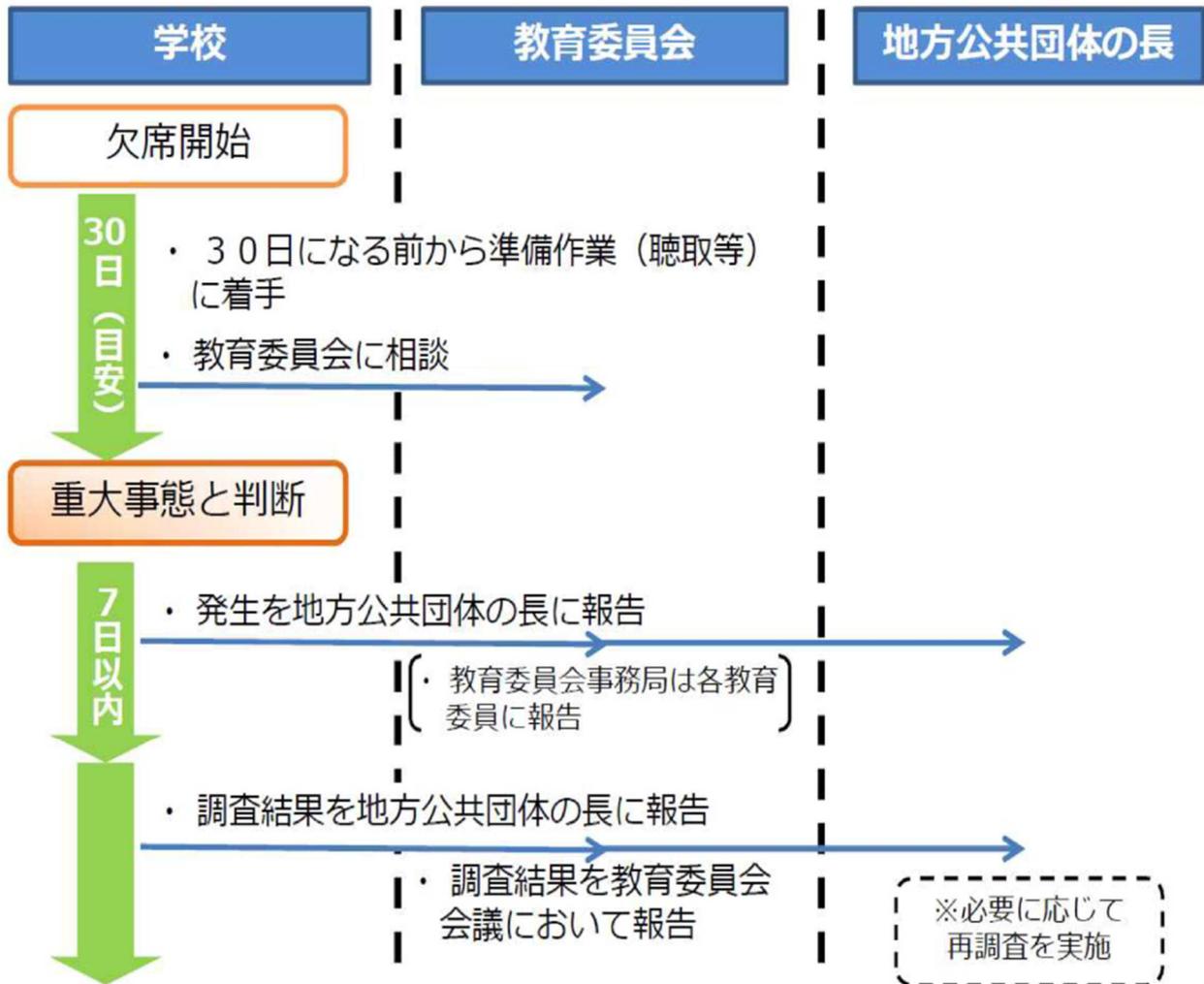
（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条第1項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、（略）組織を設け、（略）当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 （略）

二 いじめにより当該学校に在席する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<公立学校の場合>



- 児童生徒の学校復帰への支援と再発防止が主な目的
- 重大事態の目安である欠席30日になる前から、教育委員会等に相談しつつ、児童生徒への聴取に着手
- 学校での調査が原則（事案によっては教育委員会による調査も可）
- 「児童生徒理解・教育支援シート」を活用して支援
- 対象児童生徒とその保護者へ情報提供。いじめをした児童生徒とその保護者へも情報提供し、家庭と連携して指導

【いじめに関するアンケート（教育相談アンケート）】

児童名 記入式（学校で回答）

1. 学校はどうか。

とてもたのしい / まあまあたのしい / なんともいえない / どちらかといやなことがおおい

2. 学校での勉強は

たのしい / どちらともいえない / たのしくない

3. 休み時間は

たのしい / どちらともいえない / たのしくない

4. あなたは、最近いじわるされたことがありますか？

あります / ありません

5. 「あります」と答えた人だけに聞きます。それはどんなことですか？

・あてはまるものすべてに○をつけてください。

わるぐち・からかわれた / かげ口・うわさ / なかまはずれにされた / むしされた / おどされた / ものをかくされた / なぐられた / いたずれされた / お金やものをとられた / そのほか ()

・そのいじわるは続いていますか？

はい (いつから?) / いいえ

6. あなたは、最近だれかにいじわるしたことがありますか？

あります / ありません

7. 「あります」と答えた人だけに聞きます。それはどんなことですか？

・あてはまるものすべてに○をつけてください。

わるぐち・からかい / かげ口・うわさ / なかまはずれにした / むし / おどし / ものをかくす / なぐる / いたずら / お金やものをとる / そのほか ()

・そのいじわるは続いていますか？

はい (いつから?) / いいえ

8. あなたの周りに、こまっているお友達がありますか？

はい / いいえ

9. 「います」と答えた人だけに聞きます。どんなことでこまっているようですか？

10. あなたが今こまっていることや、心配なこと、いやだとおもうことがありますか？